

洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託 仕様書

1. 業務目的

本県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに基づき洋上風力発電の設置に向けた取組を促進している。これまで、令和4年度には三重県における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を、令和5年度には洋上風力発電に係る港湾整備調査を、令和6年度には洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討を実施している。

近隣の和歌山県沖では洋上風力発電の「準備区域」に指定されているほか、愛知県田原市・豊橋市沖では浮体式洋上風力発電実証事業に選定されている。今後、洋上風力発電の案件形成とあわせて、近隣県において既存港湾の改修等による港湾整備が進む可能性がある。

また、国は洋上風力発電導入促進に向けた港湾のあり方を検討するため、施工手順毎に必要な港湾機能を区分し、基本的な港湾の類型案として、産業集積港（作業船拠点、資機材生産）、基地港湾（設置・組立、大規模修繕、撤去）、O&M港といった整理をしている。

本業務では、このような状況及びこれまでの調査結果を踏まえつつ、国内外における洋上風力発電導入事例（着床式・浮体式）や港湾整備事例、洋上風力発電及び港湾に関する国の検討内容、洋上風力発電の技術動向、県内及び近隣県港湾のポテンシャル等を調査する。その上で、洋上風力発電導入のための港湾活用に関する可能性（基地港湾としての活用だけでなく、基地港湾以外の港湾としての活用や複数港湾の組み合わせ等を含む）を調査し、経済波及効果や費用対効果、リスク等の分析を通じて、本県における港湾活用の選択肢を提示することを目的とする。

2. 業務名

洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務内容

以下の項目について調査等実施し、本県における港湾活用の選択肢をまとめて提示すること。

なお、過去に県が実施した調査結果は契約締結後に提供するものとし、調査等の詳細な手法や内容については、県と協議の上決定するものとする。

（1）前提条件整理

ア 本調査の前提条件となる発電事業海域・規模について、県と協議の上で整理。なお、条件は複数整理するものとする。

イ 初回の打合せなどにおいて、県庁内の関係部局を対象に、洋上風力発電（港湾を含む）に関する基本情報及び最新動向について情報提供（勉強会）を実施。

（２）基礎調査

ア （３）以降の検討・評価に必要な情報を収集するため、イからカの調査を行う。

イ 国内外における洋上風力発電導入事例（着床式・浮体式）、港湾整備事例等の先行事例を調査。

ウ 洋上風力発電及び港湾に関する国の検討状況、風車の大型化や浮体式技術、送電技術等の洋上風力発電に関する最新の政策・技術動向を調査。

エ 国が整理する３つの港湾類型（産業集積港、基地港湾、Ｏ＆Ｍ港）の必要スペックや地理的要件、標準的な施設利用料を調査・検討。なお、検討にあたっては、国内外の事例調査、実績のある事業者（発電事業者や施工事業者など）へのヒアリング、国内の港湾管理条例の調査（施設利用料の調査）等により、適切に必要な情報を把握すること。

オ 三重県内各港湾（四日市港を除く 19 港）及び近隣県港湾（四日市港を含む）の施設規模、水深、地耐力等のスペックを調査。

カ なお、調査にあたっては、過去に県が実施した調査結果を踏まえることとし、（３）以降の調査検討にあたって他に必要な情報があれば追加調査すること。

（３）港湾活用の可能性整理

ア 港湾類型毎の必要スペックや地理的条件（発電事業海域からの適正距離、交通アクセス、背後圏の資機材生産産業の有無など）、周辺港湾との連携可能性等を考慮し、県内各港湾（四日市港を除く 19 港）及び近隣県港湾（四日市港を含む）における３つの港湾類型への適性を評価し、検討対象港湾を選定。

イ 選定した各県内港湾（四日市港を除く）について、整備可能性のある港湾類型を設定し、現状を踏まえた課題と必要な整備の方向性を整理。なお、整理にあたっては、過去に県が実施した調査結果を踏まえることとし、必要に応じて関連する県内企業や地元関係者へ設問調査やアンケート調査も合わせて実施すること。（例：産業集積港では背後圏の資機材生産企業の状況、Ｏ＆Ｍ港では港湾の地元利用状況など）

ウ 選定した近隣県港湾（四日市港を含む）について、県内港湾と比較した港湾整備の優位性の有無や施設利用料の試算を調査。

（４）経済波及効果／費用対効果分析

ア 選定した各県内港湾（四日市港を除く）の整備に係る、本県への経済波及効果を分析するとともに、投資額と投資効果から費用対効果を分析すること。その際、施設利用料等も考慮し、（２）（３）で調査した結果を踏まえて現実的な利用料とした場合で分析すること。

イ なお、分析にあたっては過去に県が実施した調査結果も参考とすることとし、（１）アで整理した複数の条件毎に算出すること。

(5) 港湾活用の選択肢検討・評価

ア 以上から、県内港湾整備（四日市港を除く）における3つの港湾類型の組み合わせパターンを比較し、各パターンにおける選択肢を検討すること。他に検討すべき案がある場合はそれも含めることとする。なお、検討にあたっては、経済波及効果や費用対効果、産業集積効果等の評価項目の検討も含めて行うこと。

イ 各パターンの選択肢を定量的・定性的に評価し、本県における港湾活用の選択肢を提示すること。

ウ 検討にあたっては、自然災害、必要とされる港湾機能に影響する技術の進展や制度の改正、近隣県港湾（四日市港湾を含む）との競合などの各種リスク、ステークホルダーの意見等も考慮して総合的に評価すること。

5. 想定されるスケジュール案

	内容
令和7年6月 ～ 10月	● （契約後）全体企画検討打合せ～ ● 洋上風力発電（港湾を含む）の情報提供（勉強会） ● 基礎調査（文献調査、ヒアリングなど） ● 港湾活用の可能性調査 ● 経済波及効果、費用対効果の分析
11月	● 港湾活用の選択肢の草案作成 ● 中間案報告（予定）
12月	● 港湾活用の選択肢の検討・評価
令和8年1月	● 最終案報告（予定）
2月	● 業務全体を通じた総括・打合せ協議 ● 実績報告提出

6. 業務の進め方

(1) 実施体制

受託者は、契約書の条項に基づき実施責任者を設置し三重県に書面で報告するものとする。

(2) 中間案報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ、11月頃に中間案報告を行うものとする。なお、報告においては、県が内外へ説明するための概要版も作成すること。

(3) 最終案報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ、1月頃に最終案報告を行うものとする。なお、報告においては、県が内外へ説明するための概要版も作成すること。

(4) 完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、契約書の条項に基づき遅滞なく委託業務完了報告書を三重県に提出するものとする。

(5) 成果品の提出

ア 受託者は、業務が完了した時点で委託業務完了報告書とともに、検査を申し出るものとする。

イ 成果報告書の体裁、部数、提出方法等

掲載する内容等は協議のうえ決定するものとし、電子データ（DVDまたはUSBメモリ）1セットと印刷物（A4版）2部を提出するものとする。

ウ 成果品の帰属

本業務の成果品については、全て三重県に帰属するものとし、受託者は三重県の許可なくして、これを複製、貸与、流用してはならない。

なお、廃棄を行う場合は機密情報保護に留意し適切に処理すること。また、受託者が成果品に有する著作権・人格権を有する場合においても三重県及び指定の者に対してこれを行使しないものとする。

エ 成果品の補足・修正

本業務完了後、三重県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は三重県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

オ その他

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

三重県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に三重県に協議すること。

7. 検査

検査は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

8. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

9. 変更に関する協議

業務内容の変更、及び契約期間の延長、及び契約金額の変更については、契約書の条項によるものとする。

10. 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

11. その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

12. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 政策企画部 企画課 森田、木谷、天春

電話：059-224-2031 ファクシミリ：059-224-2069

電子メール：kikakuk@pref.mie.lg.jp